

富谷市学校ホームページ運用規程

(目的)

第1 本規程は、富谷市教育委員会及び富谷市立幼稚園、小学校、中学校がインターネットのホームページを活用し、各機関に関する情報を保護者、地域、世界に発信することにより、開かれた教育委員会、学校を実現することを目的として必要な事項を定める。

(ホームページ管理及び運営)

第2 学校のホームページ管理者（以下「管理者」という。）は、富谷市教育委員会事務局及び校長とする。

2 校長は、ホームページ管理運用責任者（以下「責任者」という。）を原則2名置き、ホームページの管理運用に当たらせる。

3 管理者及び責任者は、本運用規定に基づきホームページの運営及び作成に当たる。

4 管理者は、学校ホームページに掲載する原稿を審査し、承認した場合に公開する。

5 公開したホームページに何らかの障害・問題が生じた場合は、管理者は速やかに適切な対応を行う。

6 富谷市教育委員会事務局は、掲載についてふさわしくないと判断したものについて、予告なく削除することができる。

(個人情報・知的所有権の保護)

第3 ホームページに情報を掲載する場合は、富谷市個人情報保護条例及び富谷市個人情報保護条例施行規則に基づき、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意する。

一 児童生徒及び教職員、その他関係者の個人情報は原則として掲載しないものとする。

二 児童生徒及び教職員、その他関係者の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、生徒及び保護者等の同意を得た上で行う。なお、氏名の表示について教育上必要がある場合は、生徒及び保護者等の同意を得た上とし、原則として姓を用い名は使わない。

三 著作権等に係る知的所有物をホームページ上に掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行う。また、知的所有権の所在を明記する。

四 写真や映像については、遠景撮影やサイズの縮小等の配慮を行い、個人が特定でない範囲で掲載するものとする。但し、目的上公開する必要がある場合は、本人及び保護者の同意を得た上で、公開することとする。

(ホームページ上に掲載する情報)

第4 ホームページ上に掲載する情報は、次に掲げるものとする。

一 学校概要、学校経営の基本計画

- 二 年間、月の行事予定
- 三 学校ブログ
- 四 学校だより・他たより
- 五 いじめ防止基本方針
- 六 防災・学校安全
- 六 学校評価
- 七 ユネスコスクール
- 八 アクセス
- 九 富谷市教育委員会ホームページ運用規程
- 十 その他管理者が必要と認めたもの

(リンク)

第5 ホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものについては原則自由とする。また著作権表示を明確にし、ページの複製等については、当該校校長の同意の上認める旨をホームページ上に明記する。

2 ホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し設定する。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

(禁止事項)

第6 次に掲げる内容は、ホームページ上に掲載しない。

- 一 第三者を誹謗中傷するものや、第三者に不利益等をもたらすもの
- 二 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
- 三 法律に違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
- 四 営利を目的としたもの

(ホームページ上での規程の明記)

第7 本規程をホームページ上で明記する。

(ホームページの著作権)

第8 ホームページの著作権は、全て富谷市教育委員会に帰属する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日より施行する。